

独立行政法人造幣局の平成27年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	平成27年度評価における課題、指摘事項	平成28年度業務運営の改善への反映状況	平成29年度事業計画への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>・規定数量を超えた貨幣袋があったことについては、再発防止のために措置した内容や工程管理の徹底が図られるよう求める。</p>	<p>I-1-（1） 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について 平成27年度に貨幣製造時における管理体制に改善の余地があることが判明したことから、平成28年度においては異常が発生した際に過去に遡って記録を確認できるようにするために、動作を記録する機能を持った計数機の試作機を導入し、実作業を通じた稼働テストを行いながら改良を図り、実作業に問題がないことが確認できたことから、本格的な導入を進めることとした。</p>	<p>I. 1.（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 ①（前段省略） また、純正画一な貨幣の製造を行うため、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を活用し、品質管理体制を充実します。 さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500円貨、100円貨及び10円貨の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組みます。</p>
その他業務運営に関する重要事項	<p>・造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であることを踏まえ、強固な内部統制が求められることから、不正・不法行為等による重大事象が二度と発生しないよう、本件の発生を教訓とした再発防止策を徹底し、コンプライアンスの確保、的確なリスク</p>	<p>VII-1-（1）コンプライアンスについて 事件の再発防止の一つとして、役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成・徹底等を図るための取組を、次のとおり確実に実施した。 ①役員等幹部による講話や幹部と職員との対話を進めた。 ②平成29年3月に、全職員を対象としたコンプライアンスに関する研修（研修内容：①外部専門家（弁護士）によるコンプライアンスに関する講演、②総務部長による再発防止策に関する講演）を実施した。また、コンプライアンス意識調査を平成29年3月に実施した。 ③内部通報制度の運用の弾力化や監察官による相談窓口の制度についての意義や利用方法等に係る周知を行った。</p> <p>VII-1-（4）リスク管理等について</p>	<p>VII. 1.（2）コンプライアンスの確保 職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施等、コンプライアンスの確保に一層積極的取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>VII. 1.（3）リスクマネジメントの強化 ① 造幣局の役割（ミッション）遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は</p>

評価項目	平成27年度評価における課題、指摘事項	平成28年度業務運営の改善への反映状況	平成29年度事業計画への反映状況
	<p>管理及び適切な人事管理を行う必要がある。</p>	<p>事件の再発防止の一つとして、収蔵品管理体制の再構築及び業務実態の組織的な把握・管理の徹底等を図るための取組を、次のとおり確実に実施した。</p> <p>①博物館収蔵品の保管場所の移動に係る包括的管理ルールとして、博物館収蔵品管理規程を平成29年2月に制定・公布した。</p> <p>②博物館収蔵品管理規程の制定・公布を受け、平成29年3月までに、同規程に基づく収蔵品の保管場所の移動に係る状況確認等を実施した。</p> <p>③業務実態の組織的な把握・管理をより一層徹底するため、主に貴重品及び換金性の高い有価物を対象に、その保管状況等についての総点検を平成29年1月から開始した。</p> <p>VII-2 人事管理</p> <p>事件の再発防止の一つとして、管理者による部下職員への定期的な面談等において身上把握を実施する際は、より丁寧に部下職員の身上把握を行うよう要請し、面談等において気付いた職員の異変については、管理者間で情報を共有することとした。</p>	<p>発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組みます。</p> <p>VII. 2. 人事管理</p> <p>安定的に組織運営を行っていくため、計画的かつ着実に優秀な人材を確保するよう努めるとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>(後段省略)</p>
	<p>・法人が自ら課題としているとおり、国民生活の基盤となる貨幣、国家が与える榮譽を表象する勲章等を製造している法人であることを踏まえ、情報セキュリティ対策の不備による情報漏えい等の重大リスクを発生させないよう、引き続き、情報セキュリティ対策に取り</p>	<p>VII-1-(2) 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティ対策については、情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、平成28年3月に平成28年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、情報セキュリティに関する教育、情報セキュリティ対策の自己点検及び情報セキュリティ監査等を計画のとおり実施した。</p> <p>また、平成29年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、これらの実施状況について報告を行うとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)が示されたこと等を受けて、造幣局情報セキュリティ対策基準の改定及び情報セキュリティ対策実施手順の見直しにつ</p>	<p>VII. 1. (5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び造幣局が取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性に鑑み、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、その状況を定期的に点検等することによ</p>

評価項目	平成27年度評価における課題、指摘事項	平成28年度業務運営の改善への反映状況	平成29年度事業計画への反映状況
	<p>組む必要がある。</p>	<p>いて審議した。この審議結果に基づき、平成29年3月、造幣局情報セキュリティ対策基準の改定及び情報セキュリティ対策実施手順の見直しを行い、情報セキュリティ対策の維持向上を図った。</p>	<p>り、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクを発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>
	<p>・法人が自ら課題としているとおり、東京支局の移転については、平成28年10月を目標とした操業開始に向け、引き続き、準備を確実に進めることは重要である。</p>	<p>VII-4 保有資産の見直し</p> <p>東京支局の移転については、本支局関係各課室で移転に係る情報を共有し、適宜、関係各課室に対して適切に指示を行う組織として、前年度に立ち上げた「移転準備会議」の役割を継承し、移転作業に係る統合調整の役割を担う組織である「支局移転管理室」を、平成28年度期初、本局総務部に設置した。</p> <p>当室が中心となって、引き続き、移転に係る課題のリストアップ、解決方法の情報共有及びフォローアップを行い、平成28年4月、移転先における支局の新名称（さいたま支局）及び開局予定日（平成28年10月3日）を公表した。</p> <p>また、移転先であるさいたま支局の工場及び庁舎等建設工事については、さいたま支局の敷地面積を東京支局の敷地面積より縮小（約3.2haから約1.9haに縮小）し、工場及び庁舎等の効率的な設計を行ったうえで、平成28年10月からの移転先での操業開始を目指して工事の監理・監督を行い、平成28年9月末までに、検査済証（建築物が建築基準関連規定に適合していることを証する文書）の受領など行政機関等による各種検査を受け、予定どおり竣工した。移転作業については、工場の大型機械設備から器具備品類まで、適切な運搬及び設置等を必要としたが、事故もなく滞りなく実施することができた。</p> <p>このような経緯を経て、平成28年10月3日、財務省及び移転先地方公共団体等から多数の来賓の出席のなか、さいたま支局開局式を挙行した。</p> <p>本支局関係各課室において移転に伴い業務に支障が生じないよう、</p>	<p>東京支局の移転については、平成28年10月に、予定どおり完了したことから、当該事項については、平成29年度事業計画に反映していない。</p>

評価項目	平成27年度評価における課題、指摘事項	平成28年度業務運営の改善への反映状況	平成29年度事業計画への反映状況
	<p>・法人が自ら課題としているとおり、危険を伴う様々な作業がある法人であることを踏まえ、引き続き、労働災害の未然防止及び労働者の安全・健康の確保に注力する必要がある。</p>	<p>移転作業全般の進捗管理を的確に行ったことにより、貨幣及び勲章等の製造等や造幣さいたま博物館の開館等の全ての業務について、開局式当日より順調に開始した。</p> <p>VII-5-(1) 労働安全の保持について 平成28年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、①安全衛生活動の先取り、②風通しの良い職場づくりの推進、を重点取組事項として取り組むこととした。 計画に基づき、より安全で働きやすい職場環境とするため、安全衛生委員会による職場巡視を、本局では19回、さいたま支局（旧東京支局を含む。）では12回、広島支局では14回実施するとともに、三局の安全衛生委員会による合同職場巡視をさいたま支局で実施した。 また、平成28年9月の化学物質のリスクアセスメント推進月間における取組として、当該リスクアセスメント対象職場から提出を受けた「化学物質のリスクアセスメント整理表」をもとに、衛生管理者による各職場への化学物質に関する職場巡視を実施した。 加えて、機械や設備に潜む危険を洗い出し、危険回避につなげる取組を積極的に推進することを目的として、安全衛生委員会のメンバー等に必要な知識等を付与させるべく、安全衛生管理活動を積極的に行っている民間工場への見学会を実施した。また、さいたま支局の建設現場を見学し、施工業者の安全衛生への取組を学んだ。 重点取組事項である安全衛生活動の先取りについては、前年度に引き続き、各職場や安全衛生委員会におけるKY活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。</p> <p>VII-5-(2) 健康管理の充実について 平成28年度における健康管理に資する計画は、労働安全に資する計画と併せて「安全衛生に関する計画」として策定し、この中で、風通しの良い職場づくりの推進を重点取組事項として取り組むこととし</p>	<p>VII. 5. (1) 労働安全の保持 造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組めます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に沿って安全衛生教育・活動等を確実に実施することにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組めます。</p> <p>VII. 5. (2) 健康管理の充実 職員の健康を確保するため、「安全衛生に関する計画」に沿って全職員を対象に定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行います。 また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、安全衛生に関する計画で定めたメンタルヘルス対策に、確実に取り組めます。</p>

評価項目	平成27年度評価における課題、指摘事項	平成28年度業務運営の改善への反映状況	平成29年度事業計画への反映状況
		<p>た。計画に基づき、より一層の円滑なコミュニケーションを実現し、一体感のある風通しの良い職場環境下で職員の健康管理とメンタルヘルスの向上に組織を挙げて取り組んだ。</p> <p>また、定期健康診断については、前年度に引き続き、全職員に対して健康診断を確実に実施し、その結果を通知することにより職員に健康管理の大切さを認識させるとともに、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施した。</p> <p>健康指導・教育・メンタルヘルス対策の実施状況は以下のとおりである。</p> <p>① 平成28年8月、課室長を対象に医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）に関する知識を付与すべく、メンタルヘルス研修を実施した。</p> <p>② 平成28年11月、全職員にチェックシートを配布することによるストレスチェックを実施した。メンタルヘルス不調を未然に防止するため、高ストレスと診断された職員に対しては申出により産業医等による面接指導を行った。</p> <p>③ 平成28年11月に、有害な業務に従事する職員に対する健康診断を実施した。</p> <p>④ 平成29年1月に、セルフケアへの意識を高めるとともに、職員の心とからだの健康づくりを推進するため、THP講習会を実施した。</p>	